

個人情報第三者への提供について

健康保険組合では個人情報保護法に定められている例外を除き、原則として本人の同意がなければ、保有する個人情報を第三者へ提供することはできません。

しかしながら、厚生労働省のガイダンスでは、被保険者等の利益や健康保険組合の負担を考慮して「黙示による包括的な同意が得られている」と認められている事項があり、当健康保険組合でも以下について同意を得られたものとして取り扱いさせていただきます。

1. 医療費通知

医療費通知については、世帯分をまとめて被保険者宛に事業主を通じて送付させていただきます。

2. 申請手続き・支給

保険給付金および保健事業の各種補助金の申請手続き・支給を、事業主経由で行います。※支給時の資格状況によってはこの限りではありません。

3. 支給決定通知書

自動計算される高額療養費・付加給付等及び2の支給決定に伴い発行される支給決定通知書は世帯分をまとめて被保険者宛に事業主を通じて送付させていただきます。

特段の申し出がない場合、同意をいただいたものとして取り扱いますので、同意されない場合は健康保険組合までご連絡ください。また、医療費通知・支給決定通知書につきましては、ご家族の同意を要する事項ともなりますので、ご家族で同意されない場合には健康保険組合までご連絡ください。同意・不同意については申し出により、その都度変更することができます。